各地方航空局長 あて

航空局長

公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る 総合評価落札方式について

公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式については、予算決算及び会計令第91条第2項の規定に基づく財務大臣との協議(平成20年4月28日付国官会第187号)を行っていたところであるが、国土交通大臣から別紙のとおり協議が整った旨通知があったので、通知する。

なお、貴管下関係機関に対しても周知されたい。



航空局長 殿

国官会第187号 平成20年5月 9日

国土交通大臣 冬柴 鐵



公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る 総合評価落札方式について

標記については、予算決算及び会計令第91条第2項の規定に基づく財務大臣との協議が別紙のとおり整ったので、通知する。

公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式

I 適用範囲

入札者の提示する専門的知識、技術及び創意等(以下「技術等」という。)によって、 調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずると大臣が認める公共工 事に関する調査及び設計に係る契約を締結しようとする場合に適用する。

Ⅱ 落札方式

- 1 入札者に価格及び技術等をもって申込みをさせ、次の各要件に該当する者のうち、 Ⅲ「総合評価の方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
 - (1) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。
 - (2) 入札に係る技術等が、入札公告又は入札公示(これらに係る入札説明書を含む。 以下「入札公告等」という。) において明らかにした技術等の要求要件(以下「技 術的要件」という。) のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たして いること。
- 2 上記1の数値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者 を定める。

Ⅲ 総合評価の方法

- 1. 入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、入札価格に対する得点配分が全体の四分の一以上となる割合とする。
- 2. 入札価格の評価方法については、次のとおりとする。 入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入 札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。
- 3. 技術等の評価方法については、次のとおりとする。
 - (1) 評価の対象とする技術等については、当該調達の目的・内容に応じ、事務・事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。
 - (2) 必須とする項目については、各項目毎に最低限の要求要件を示し、この要求 要件を満たしていないものは不合格とし、要求要件以上の部分については評価 に応じ得点を与える。
 - (3) 必須とする項目以外の項目については、各項目毎に評価に応じ得点を与える。
 - (4) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。
- 4. 価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う

IV その他

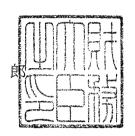
この落札方式による場合には、落札決定に当たって総合評価による旨及びその方法を入 札公告等において明らかにするものとする。



財計第1279号 平成20年5月2日

国土交通大臣 殿

財務大臣 額賀福志



公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札 方式について(通知)

平成20年4月28日付国官会第187号をもって協議のあった標記のことについては、異存がない。

なお、予算決算及び会計令第79条括弧書きの財務大臣の定める価格は、 同令第80条の規定に基づき算定する価格とする。